

報 道 各 位

令和 7 年 10 月 30 日
新 潟 市 水 道 局
給 水 装 置 課

水道料金等の誤徴収について

この度、水道料金等(下水道使用料を含む。)を誤徴収していたことが判明しました。

当該使用者の方には、多大なるご心配とご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げますとともに、再発防止と適切な事務処理を徹底してまいります。

1 誤徴収の概要

同一商業施設の3店舗のうち2店舗の水道料金等を誤って逆に徴収していた。

2 経緯

平成 23 年 9 月 21 日

・2店舗の給水装置工事について、水道局のしゅん工検査終了。(局職員)

令和 7 年 9 月 1 日

・水道メーター検定満期取替時の調査により、水道料金情報と現場の不一致を確認。(委託業者)

令和 7 年 9 月 3 日

・現地確認を行い2店舗の水道料金情報が逆に登録されていることが判明。

令和 7 年 9 月 18 日・26 日

・両店舗に対し、事実説明し謝罪。

3 誤徴収の内容

期 間:平成 23 年 9 月分から令和 7 年 8 月分まで(14 年間)

差 額:1,033,975 円(水道料金 398,982 円・下水道使用料 634,993 円)(両店舗の料金差額)

※誤徴収による不足額は、追加徴収する予定。(現在精査中)

4 発生原因

担当職員による当該商業施設の給水装置工事しゅん工検査時において、店舗内の水道と水道メーターとの作動照合の確認が不足していたもの。

5 今後の対応

- ・超過徴収額については、令和 7 年 10 月 20 日に全額返金済み。
- ・再発防止策として、検査項目を明確化したチェックリストの精査及び必要とする検査内容を担当職員へ周知・徹底するとともに、技術力向上を図るため定期的な研修を実施する。
- ・水道メーター取替時の確認を徹底する。

【お問い合わせ先】

新潟市水道局 技術部 給水装置課

(担当) 渡辺、中山

TEL 025-232-7339・025-232-7367 (直通)